

各 位

会 社 名 鹿島建設株式会社 代表者名 代表取締役社長 中村満義 (コード番号 1812 東証・大証・名証各第一部) 問合せ先 常務執行役員総務部長 石川元道 (TEL. 03-3404-3311(代表))

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は,平成18年4月28日開催の取締役会において,平成18年6月29日開催予定の第109期定時株主総会に,下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので,お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法」(平成17年法律第86号),「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号),「会社法施行規則」(平成18年法務省令第12号)及び「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い,次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 会社法第326条第2項の規定に従い,当会社に設置する機関を定めるため,定款第4 条に機関の規定を新設するとともに,会計監査人が会社の機関となったことに伴い,現 行定款第5章の次に第6章(会計監査人)を新設し,会計監査人に関する規定を新設す るものであります。
- (2) 会社法第214条の規定に従い,株券を発行する旨を定めるため,定款第8条に株券の 発行の規定を新設するものであります。
- (3) 会社法第189条第2項の規定に従い,単元未満株主の権利を合理的な範囲に制限する ため,定款第11条に単元未満株式についての権利の規定を新設するものであります。
- (4) 会社法の施行により、株主総会の招集地の規制が廃止され、会社の判断で招集地を決定できることに伴い、これを明確にするため定款第16条に招集地の規定を新設するものであります。

- (5) 会社法施行規則第94条第1項等の規定に従い,株主総会参考書類等を当会社のホームページへ開示した場合には,一定事項を除き,書面での提供を省略することができるよう,定款第19条に株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定を新設するものであります。
- (6) 会社法第370条の規定に従い,必要が生じた場合に書面又は電磁的方法により取締役会の決議を機動的に行うことができるよう,定款第27条に取締役会の決議の省略の規定を新設するものであります。
- (7) その他関連する規定について,条文の新設又は削除,用語及び引用条文の変更を行うとともに,併せて一部表現の変更,字句の修正を行うものであります。
- (8) 上記の変更,新設に伴い,一部章数及び条数を繰り下げるものであります。

2.変更の内容

変更の内容は,次のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

	(ト線は変更部分であります。)
現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
(新 設)	(機 関) 第 4 条 当会社は株主総会及び取締 役のほか,次の機関を置く。 1.取締役会 2.監査役 3.監査役会 4.会計監査人
(公告 <u>の</u> 方法) 第 <u>4</u> 条 (条文省略)	(公告方法) 第 <u>5</u> 条 (現行どおり)
第2章 株 式	第2章 株 式
(株式の総数) 第 <u>5</u> 条 当会社の <u>発行する株式の総数</u> は 25 億株とする。 <u>ただし,株式の消</u> <u>却が行われた場合には,これに相当</u> <u>する株式数を減ずる。</u>	(<u>発行可能株式総数</u>) 第 <u>6</u> 条 当会社の <u>発行可能株式総数</u> は 25 億株とする。

(自己株式の取得)

第 <u>6</u> 条 当会社は<u>商法第 211 条 / 3 第 1</u> <u>項第 2 号</u>の規定により, 取締役会の 決議<u>をもって</u>自己株式を<u>買受ける</u>こ とができる。

(新 設)

(1単元の株式の数)

第 <u>7</u> 条 当会社の<u>1単元の株式の数</u>は 1,000 株とする。

(単元未満株券の不発行)

第 <u>8</u> 条 当会社は<u>1単元の株式の数に</u> 満たない株式(以下「単元未満株 式」という。)に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定める ところについてはこの限りでない。

(新 設)

第 9 条 (条文省略)

(名義書換代理人)

第 10 条 当会社は<u>株式につき 名義書</u> <u>換代理人</u>を置く。

名義書換代理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議をもって選定し、これを公告する。

当会社の株主名簿及び<u>実質株主名</u> 簿並びに株券喪失登録簿は名義書

変 更 案

(自己の株式の取得)

第 7 条 当会社は会社法第 165 条第2 項の規定により, 取締役会の決議<u>によって</u>自己<u>の</u>株式を<u>取得する</u>ことができる。

(株券の発行)

<u>第 8 条</u> <u>当会社は株式に係る株券を発</u> 行する。

(単元株式数)

第 <u>9</u> 条 当会社の<u>単元株式数</u>は 1,000 株とする。

(単元未満株券の不発行)

第 10 条 当会社は第8条の規定にかか わらず,単元未満株式に係る株券を 発行しない。ただし,株式取扱規程 に定めるところについてはこの限り でない。

(単元未満株式についての権利)

- 第 11 条 当会社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元 未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
 - 1.会社法第 189 条第 2 項各号に掲 げる権利
 - 2 . 会社法第 166 条第 1 項の規定に よる請求をする権利
 - 3.株主の有する株式数に応じて募 集株式の割当て及び募集新株予 約権の割当てを受ける権利

第 12 条 (現行どおり)

(<u>株主名簿管理人</u>)

第 <u>13</u> 条 当会社は<u>株主名簿管理人</u>を 置く。

株主名簿管理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議<u>によって定め</u>, これを公告する。

当会社の株主名簿(実<u>質株主名簿</u>を含む。以下同じ。),新株予約権

換代理人の事務取扱場所に備え置き,株式の名義書換,質権の登録,信託財産の表示,株券不所持申出の処理,株券の交付,株券喪失登録の手続,単元未満株式の買取り,実質株主通知の受理,届出の受理等株式に関する事務は,名義書換代理人に取り扱わせ,当会社においてはこれを取り扱わない。

(株式取扱規程)

第 <u>11</u> 条 株式<u>の</u>取扱い<u>に関して</u>は本定 款<u>に定める場合</u>のほか取締役会<u>で</u>定 める株式取扱規程による。

(株主等の届出事項)

第 12 条 株主(実質株主を含む。以下 同じ。),登録質権者又はその法定 代理人はその氏名,住所及び印鑑 を,株式取扱規程の定めに従い,届 け出なければならない。

前項に掲げた者が外国に住所を有 するときは,日本国内に仮住所又は 代理人を定め,これを届け出なけれ ばならない。

<u>前2項の事項に変更を生じたときは,</u> その届出をしなければならない。

(基準日)

第 13 条 当会社は毎決算期の最終株 主名簿及び実質株主名簿に記載又 は記録された株主をもって,その決 算期に関する定時株主総会におい て権利を行使すべき株主とみなす。 前項その他本定款に定めある場合 のほか,必要があるときは,あらかじ め公告して,基準日を定めることが できる。

第3章 株主総会

(招集)

第 14 条 定時株主総会は毎年6月に, 臨時株主総会は必要ある場合に, 社長がこれを招集する。

変 更 案

原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿,新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は,株主名簿管理人に委託し,当会社においてはこれを取り扱わない。

(株式取扱規程)

第 14 条 株式<u>に関する</u>取扱い<u>及び手数</u> 料は<u>法令又は</u>本定款のほか_取締 役会<u>において</u>定める株式取扱規程 による。

(削除)

(削除)

第3章 株主総会

(招集)

第 15 条 定時株主総会は毎年6月に, 臨時株主総会は必要ある場合に, 取締役社長がこれを招集する。

社長に事故があるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により他の代表取締役がこれに代わる。

(新 設)

(新 設)

(議長)

第 <u>15</u> 条 株主総会の議長は社長がこれに当たる。

社長に事故があるときは,取締役会であらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

(新 設)

(議決権の代理行使)

第 16 条 株主は当会社の議決権を有する他の株主を代理人として,議決権を 行使することができる。

(新 設)

(決議)

第 <u>17</u> 条 株主総会の決議は法令又は 本定款に別段の定めある場合<u>のほか</u>,出席した株主の議決権の過半 数をもってこれをなす。

変 更 案

取締役社長に事故があるときは,取締役会であらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

(招集地)

第 16 条 当会社の株主総会は東京都 区内で招集する。

(定時株主総会の基準日)

(議長)

第 <u>18</u> 条 株主総会の議長は<u>取締役</u>社 長がこれに当たる。

取締役社長に事故があるときは,取締役会であらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

(株主総会参考書類等のインターネット開 示とみなし提供)

第 19 条 当会社は株主総会の招集に際し,株主総会参考書類,事業報告,計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を,法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより,株主に対して提供したものとみなすことができる。

(議決権の代理行使)

第 20 条 株主は当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として,議決権を行使することができる。 前項の場合には,株主又は代理人

は株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(決議)

第 21 条 株主総会の決議は法令又は本定款に別段の定めがある場合を 除き,出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

商法第343条に定める特別決議は, 総株主の議決権の3分の1以上を有 する株主が出席し,その議決権の3 分の2以上をもってこれをなす。

(議事録)

第 18 条 株主総会の議事の経過の要 領及びその結果はこれを議事録に 記載して議長並びに出席した取締 役がこれに記名捺印する。

第4章 取締役及び取締役会

第 19 条 (条文省略)

(取締役の選任)

第 <u>20</u> 条 取締役は株主総会で選任する。

前項の選任決議は,<u>総株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し,その議決権の過半数をもってこれをなす。

取締役の選任については累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第 <u>21</u> 条 取締役の任期は<u>就任</u>後2年<u>内</u> <u>の最終の決算期</u>に関する定時株主 総会終結の時までとする。

(役付取締役及び代表取締役)

第 22 条 取締役会の決議をもって取締役中より会長,社長各1名,副会長若干名を定めることができる。会長,社長は各自会社を代表する。前項のほか,取締役会の決議をもって,会社を代表する取締役若干名を定めることができる。

社長は取締役会の決議を執行し会 社業務の全般を統轄する。

(取締役会)

第 <u>23</u> 条 取締役会は社長がこれを招集 |

変 更 案

会社法第 309 条第 2 項に定める決議は,議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し,その議決権の3分の2以上をもって行う。

(削除)

第4章 取締役及び取締役会

第 22 条 (現行どおり)

(取締役の選任)

第 <u>23</u> 条 取締役は株主総会で選任する。

前項の選任決議は,<u>議決権を行使することができる株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し,その議決権の過半数をもって<u>行う</u>。取締役の選任<u>決議</u>については累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第 <u>24</u> 条 取締役の任期は<u>選任</u>後2年 以内に終了する事業年度のうち最 終のものに関する定時株主総会の 終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第 25 条 取締役会はその決議によって 代表取締役を選定する。 取締役会はその決議によって取締 役会長,取締役社長各1名,取締役 副会長若干名を定めることができ る。

取締役社長は取締役会の決議を執行し会社業務の全般を統轄する。

(取締役会)

第 26 条 取締役会は取締役社長がこ

し,その通知は各取締役及び各監 査役に対し会日の3日前までに発す る。ただし緊急の必要があるときは, これを短縮することができる。

社長に事故があるときは,取締役会であらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

(新 設)

(取締役会規則)

第 24 条 取締役会に関する<u>規則</u>は本 定款<u>に定める場合</u>のほか取締役会 の決議をもってこれを定める。

第5章 監査役及び監査役会

第 25 条 (条文省略)

(監査役の選任)

第 26 条 監査役は株主総会で選任する。

前項の選任決議は,<u>総株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し,その議決権の過半数をもって<u>こ</u>れをなす。

(監査役の任期)

第 <u>27</u> 条 監査役の任期は<u>就任</u>後4年<u>内</u> の最終の決算期に関する定時株主 総会終結の時までとする。

(常勤監査役)

第 <u>28</u> 条 <u>監査役</u>は<u>その互選をもって</u>常 勤の監査役を<u>定める</u>。

第 29 条 (条文省略)

(監査役会規則)

第 30 条 監査役会に関する<u>規則</u>は本 定款に定める場合のほか監査役会

変 更 案

れを招集し、その通知は各取締役 及び各監査役に対し会日の3日前 までに発する。ただし緊急の必要が あるときは、これを短縮することがで きる。

取締役社長に事故があるときは,取締役会であらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

(取締役会の決議の省略)

第 27 条 当会社は会社法第 370 条の 要件を充たしたときは,取締役会の 決議があったものとみなす。

(取締役会規則)

第 28 条 取締役会に関する<u>事項</u>は<u>法</u> 令又は本定款のほか_取締役会<u>に</u> おいて定める取締役会規則による。

第5章 監査役及び監査役会

第 29 条 (現行どおり)

(監査役の選任)

第 <u>30</u> 条 監査役は株主総会で選任する。

前項の選任決議は,<u>議決権を行使することができる株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し,その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第 31 条 監査役の任期は<u>選任</u>後4年 以内に終了する事業年度のうち最 終のものに関する定時株主総会の 終結の時までとする。

(常勤監査役)

第 <u>32</u> 条 <u>監査役会はその決議によって</u> 常勤の監査役を<u>選定する</u>。

第 33 条 (現行どおり)

(監査役会規則)

第 <u>34</u> 条 監査役会に関する<u>事項</u>は<u>法</u> <u>今又は</u>本定款のほか<u></u>監査役会<u>に</u>

現行定款 変更案 の決議をもってこれを定める。 おいて定める監査役会規則による。 第6章 会計監査人の選任) (会計監査人の選任) 第35条 会計監査人は株主総会で選

(新 設)

第6章 計 算

(営業年度)

第 31 条 当会社の<u>営業</u>年度は毎年4月 1日から翌年3月31日まで<u>とし,その</u> 末日をもって決算期とする。

(利益配当)

第 32 条 利益配当金は毎年3月31日 の最終株主名簿及び実質株主名簿 に記載又は記録された株主又は登 録質権者にこれを支払う。

(中間配当)

第 33 条 当会社は取締役会の決議に より,毎年9月30日の最終株主名簿 及び実質株主名簿に記載又は記録 された株主又は登録質権者に対し, 商法第293条/5に定める金銭の分配をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第 34 条 利益配当金及び第 33 条の中 間配当金が,支払開始の日から満3 年を経過してもなお受領されないと きは,当会社はその支払の義務を免

<u>任する。</u>

(会計監査人の任期) 第 36 条 会計監査人の任期は選任後 1年以内に終了する事業年度のうち 最終のものに関する定時株主総会 の終結の時までとする。 前項の定時株主総会において別段 の決議がなされないときは、当該定 時株主総会において再任されたも のとする。

第7章 計 算

(事業年度)

第 <u>37</u> 条 当会社の<u>事業</u>年度は毎年4 月1日から翌年3月 31 日まで<u>の1年</u> とする。

(剰余金の配当の基準日)

第 38 条 当会社の期末配当の基準日 は毎年3月31日とする。

(中間配当)

第 39 条 当会社は取締役会の決議に よって,毎年9月 30 日<u>を基準日とし</u> て中間配当をすることができる。

(配当の除斥期間)

第 40 条 配当財産が金銭である場合 は,支払開始の日から満3年を経過 してもなお受領されないときは,当 会社はその支払義務を免れる。

現 行 定 款	変 更 案
れる <u>ものとする</u> 。 <u>未払の利益配当金及び中間配当金</u> <u>に対して</u> は利息をつけない。	<u>前項の金銭が未払であるときに</u> は利 息をつけない。

3.日 程

定款変更のための株主総会開催日 平成18年6月29日(木曜日)

定款変更の効力発生日 平成18年6月29日(木曜日)

以上